（生体遮蔽等）

第四十二条　設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の九第一項及び第二項、第四十三条の三の十第一項並びに第四十三条の三の三十第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月二日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（工場又は事業所において行われる運搬） **第八十八条**　［1～3　略］ 4　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。 （特定機器の種類） **第百条**　法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。 一　第三条第一項第二号ニ⑵の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器（兼用キャスク（設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。）であって、同規則第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キャスク」という。） 二　［略］ 三　第三条第一項第二号ホ⑷のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ⑶の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置	（工場又は事業所において行われる運搬） **第八十八条**　［1～3　同上］ 4　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。 （特定機器の種類） **第百条**　法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。 ［号を加える。］ 一　［同上］ 二　第三条第一項第二号リ⑶の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置

（生体遮蔽等）

第四十二条　設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

2　［同上］